

令和5年第3回臨時会

議 案

令和5年12月26日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和5年第3回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和5年12月26日

開会午後4時00分

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第3号 専決処分事項の報告について
(つくばみらい消防署谷和原出張所救急車の物
損事故に係る損害賠償の額を定め和解するこ
と)

日程第 4 議案第16号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関
する条例等の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第17号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般
会計補正予算(第3号)について

報告第 3号

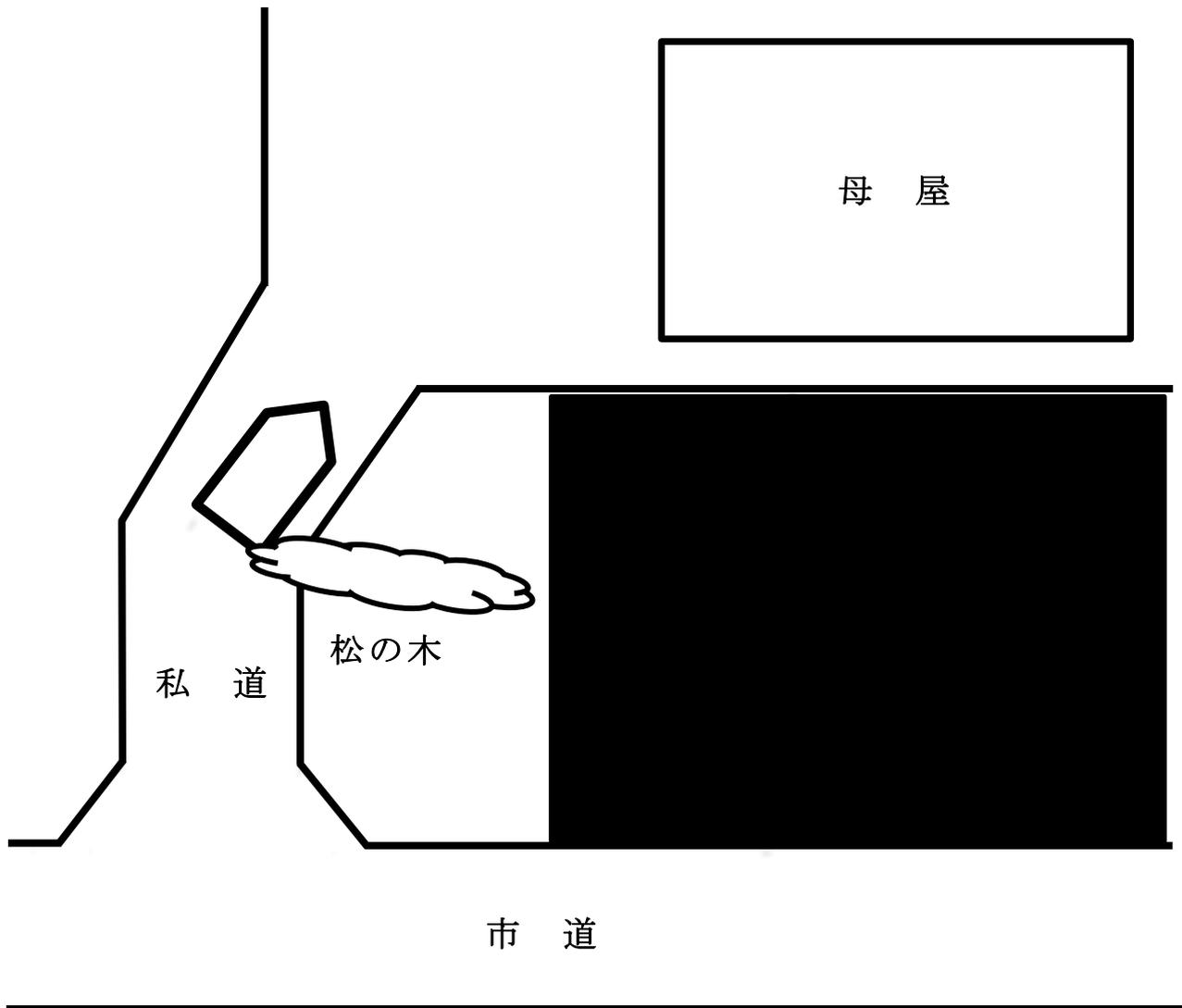
専決処分事項の報告について

令和5年9月16日のつくばみらい消防署谷和原出張所救急車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

事故発生状況図



議案第16号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の120_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と_____する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____ <u>100分の100</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____ <u>100分の47.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号級	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	

9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	

73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			

105			299,300	347,800				
106			299,600	348,200				
107			300,000	348,600				
108			300,300	349,000				
109			300,500	349,500				
110			300,900	349,900				
111			301,300	350,200				
112			301,600	350,500				
113			301,800	351,000				
114			302,000					
115			302,300					
116			302,700					
117			302,900					
118			303,100					
119			303,400					
120			303,700					
121			304,100					
122			304,300					
123			304,600					
124			304,900					
125			305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料						
		月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	

27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400

59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	

91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300		
95	303,400	327,200	353,400	385,900		
96	304,700	328,500	354,800	386,400		
97	305,800	329,700	356,100	386,800		
98	307,000	331,000	357,300	387,200		
99	308,200	332,200	358,400	387,800		
100	309,400	333,400	359,600	388,300		
101	310,500	334,800	360,700	388,700		
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		

123	325,100	353,700	374,100	398,500				
124	325,600	354,100	374,500	399,000				
125	325,900	354,500	375,000	399,400				
126		354,900	375,500					
127		355,400	376,000					
128		355,800	376,500					
129		356,200	376,800					
130		356,600	377,300					
131		357,000	377,800					
132		357,400	378,300					
133		357,600	378,600					
134		358,100	379,100					
135		358,500	379,500					
136		358,800	379,900					
137		359,100	380,200					
138		359,500	380,700					
139		360,000	381,200					
140		360,500	381,700					
141		360,800	382,000					
142		361,300						
143		361,800						
144		362,300						
145		362,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額						
	円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900	

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」_____とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職</p>

し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5

_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75

_____を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正案		改正前	
(給与の特例)		(給与の特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>	<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>
<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>1</u>	<u>376,000</u>
<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>2</u>	<u>422,000</u>
<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>3</u>	<u>472,000</u>
<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>4</u>	<u>533,000</u>
<u>5</u>	<u>615,000</u>	<u>5</u>	<u>608,000</u>
<u>6</u>	<u>718,000</u>	<u>6</u>	<u>710,000</u>
<u>7</u>	<u>839,000</u>	<u>7</u>	<u>830,000</u>
2・3 (略)		2・3 (略)	
第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。		第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。	
<u>職務の級</u>	<u>給料月額(円)</u>	<u>職務の級</u>	<u>給料月額(円)</u>
<u>1級</u>	<u>162,100</u>	<u>1級</u>	<u>150,100</u>
<u>2級</u>	<u>208,000</u>	<u>2級</u>	<u>198,500</u>
<u>3級</u>	<u>240,900</u>	<u>3級</u>	<u>234,400</u>
<u>4級</u>	<u>271,600</u>	<u>4級</u>	<u>266,000</u>
<u>5級</u>	<u>295,400</u>	<u>5級</u>	<u>290,700</u>
<u>6級</u>	<u>323,100</u>	<u>6級</u>	<u>319,200</u>
<u>7級</u>	<u>365,500</u>	<u>7級</u>	<u>362,900</u>
2 (略)		2 (略)	
(給与条例の適用除外)		(給与条例の適用除外)	
第9条 (略)		第9条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規	

<p>定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」</u>とあるのは「100分の175」とする。</p>	<p>定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と _____ _____する。</p>
--	--

第4条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正案	改正前
<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u> _____」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の165」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定

による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

提 案 理 由

議案第 1 6 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和 5 年人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、当組合の給与条例等についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものです。

主な改正内容は、給料表を平均で行政職が 1. 2 %、消防職が 1. 4 %の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月数を一般職で 0. 1 月分、再任用職で 0. 0 5 月分引き上げるものです。

議案第17号

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,162,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県支出金		0	764	764
	1 県補助金	0	764	764
歳入	合計	7,161,946	764	7,162,710

2 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		316,050	1,231	317,281
	1 総務管理費	299,268	1,231	300,499
4 衛生費		2,306,937	411	2,307,348
	1 清掃費	2,306,937	411	2,307,348
6 消防費		2,733,872	36,463	2,770,335
	1 消防費	2,733,872	36,463	2,770,335
8 予備費		434,530	△ 37,341	397,189
	1 予備費	434,530	△ 37,341	397,189
歳出	合計	7,161,946	764	7,162,710

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
建物警備委託	令和5年度から令和6年度まで	265
建物清掃委託	〃	5,597
ホステイングサービス及びプロバイダ料	〃	259
例規集データベースシステム使用料	〃	660
職員共同研修委託	〃	5,111
交流センター防火設備定期報告業務委託	〃	208
交流センター施設賠償責任保険料	〃	34
防災センター管理委託	〃	1,961
障害者支援施設施設賠償責任保険料	〃	25
障害者支援施設防火設備定期報告業務委託	〃	132
ビン収用コンテナ賠償責任保険	〃	273
食品リサイクル堆肥化施設運転管理委託	〃	135,646
放射性物質濃度測定委託	〃	1,961
公園施設賠償責任保険	〃	123
スポーツセンター防火設備定期報告業務委託	〃	206
消防毒・劇物対応資器材購入	〃	456
消防防火衣購入	〃	11,731
消防連絡車購入	〃	3,638
消防ドローンシステム通信料	〃	236

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
消防用寝具等リース	令和5年度から令和6年度まで	4,076
消防救急デジタル無線及び指令設備保守管理委託	〃	1,803
署活動系無線保守管理委託	〃	1,260
自家用電気工作物保安管理委託	〃	1,182
し尿浄化槽点検整備委託	〃	631
ごみ処理施設基本構想策定委託	令和5年度から令和7年度まで	12,980
庁舎用AEDリース(令和5年度)	令和5年度から令和10年度まで	4,120
スキャナーリース(令和5年度)	〃	460
公用車リース(令和5年度)	令和5年度から令和12年度まで	2,697

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計	(単位 千円)
8	県支出金	0	764	764	764
	歳入合計	7,161,946	764	7,162,710	7,162,710

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	1,231	317,281				1,231
4	衛生費	411	2,307,348				411
6	消費防費	36,463	2,770,335	764			35,699
8	予備費	△ 37,341	397,189				△ 37,341
	歳出合計	7,161,946	7,162,710	764	0	0	0

2 歳入
 (款)8 県支出金 (項)1 県補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費 県補助金	0	764	764	1 消防費 補助金	764	茨城県立消防学校派遣教官研修事業費補助金 新型コロナウイルス感染症患者搬送消防機関 個人防護具整備事業費補助金
計	0	764	764			

3 歳出
 (款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節	説明		
				特定地方 国県支出金	一般財源 その他			区分	金額
1 一般管理費	227,045	1,231	228,276		1,231	2 給料 3 職員手当等	255 821		
							一般職給 地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 共済組合負担金	255 13 3 391 381 33 155	
計	299,268	1,231	300,499	0	0	4 共済費			

(単位 千円)

(款)4 衛生費 (項)1 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
1 環境セ ンタ ー 費	2,305,607	411	2,306,018			411	2 給料	79	一般職給	79
							3 職員 手当等	279	地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金	5 1 133 130 10
計	2,306,937	411	2,307,348	0	0	411	4 共済費	53	共済組合負担金	53

(款)6 消防費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
1 消防 総務費	2,404,752	36,463	2,441,215	764	0	35,699	2 給料	8,585	一般職給	8,585
							3 職員 手当等	23,260	時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	14,463 3,634 5,163
							8 旅 費		特別旅費	36
							10 需用費	4,618	消耗品費	4,618
							12 委託料		処分委託料	20
							18 負担金、 補助及 び交付 金		財源更正 財源更正 財源更正 財源更正	543 20 165
計	2,733,872	36,463	2,770,335	764	0	35,699				

(款)8 予備費 (項)1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1 予備費	434,530	△ 37,341	397,189			△ 37,341		△ 37,341	共通分 △ 1,642
計	434,530	△ 37,341	397,189	0	0	0		△ 37,341	消防分 △ 35,699

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(9) 291	0	1,096,660	930,423	379,451	2,406,534	
補 正 前	(9) 291	0	1,087,741	906,063	379,243	2,373,047	
比 較	(0) 0	0	8,919	24,360	208	33,487	

() 書きは、短時間勤務職員の数

(単位 千円)

区 分	管 理 職 当 手	扶 手	養 地 手	域 当 手	通 手	勤 当 手	住 手	居 当 手	時 手	間 手	外 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 手	末 勤 手	勉 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	退 職 手 当	金 担 金
補 正 後	27,180	36,246	57,578	23,168	49,852	16,281	245,946	156	206,669	15,767	65,756	16,367	169,457							
補 正 前	27,180	36,246	57,560	23,168	35,385	16,281	241,788	156	200,995	15,767	65,756	16,367	169,414							
比 較	0	0	18	0	14,467	0	4,158	0	5,674	0	0	0	43							

ア 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(9) 291	0	1,096,660	930,423	379,451	2,406,534	
補 正 前	(9) 291	0	1,087,741	906,063	379,243	2,373,047	
比 較	(0) 0	0	8,919	24,360	208	33,487	

() 書きは、短時間勤務職員の数

(単位 千円)

区 分	管 理 職 当 手	扶 手	養 地 手	域 当 手	通 手	勤 当 手	住 手	居 当 手	時 手	間 手	外 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 手	末 勤 手	勉 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	退 職 手 当	金 担 金
補 正 後	27,180	36,246	57,578	23,168	49,852	16,281	245,946	156	206,669	15,767	65,756	16,367	169,457							
補 正 前	27,180	36,246	57,560	23,168	35,385	16,281	241,788	156	200,995	15,767	65,756	16,367	169,414							
比 較	0	0	18	0	14,467	0	4,158	0	5,674	0	0	0	43							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由別	内訳	説明	備考
給料	8,919	1 給与改定に伴う増加分	8,919		給料の改定率 行政職 1.2%、消防職 1.4%
職員手当	24,360	1 制度改正に伴う増加分	10,435	地域手当 時間外手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金	18 給料改定に伴うはね返り分 542 " 年間支給月数 2.4月→2.45月 4,158 " 年間支給月数 2.0月→2.05月 5,674 " 給料改定に伴うはね返り分 43 勤務実働数の増加による増
		2 その他の増減分	13,925	時間外手当	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員一人当たり給与

区分	行政職	消防職	職	労働職	労働職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円) 364,670	306,012	378,287	38.05	267,500
	平均給与月額(円) 430,022	378,287	308,065	38.08	291,387
	平均年齢(歳) 53.09	38.05	38.08	57.06	57.06
令和4年11月1日現在	平均給料月額(円) 358,134	308,065	372,810	38.08	325,550
	平均給与月額(円) 424,841	372,810	38.08	56.06	355,752
	平均年齢(歳) 53.01	38.08			56.06

イ 初任給

区分	行政職 (円)	消防職 (円)	労働職 (円)	国の制度		
				行政職 (円)	公安職 (円)	労働職 (円)
高校卒	166,600	188,100	164,000	166,600	188,100	164,000
大学卒	187,300	217,100	-	196,200	227,600	-

ウ 級別職員数

区分	行政職		消防職		労働職		構成比(%)	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)		
令和5年11月1日現在	7級	3	15.8	7級	2	0.8		
	6級	3	15.8	6級	6	2.3		
	5級	3	15.8	5級	24	9.3	1	
	4級	5	26.3	4級	87	33.7		
	3級	4	21.0	3級	35	13.6		
	2級	1	5.3	2級	52	20.1	1	
	1級	(1)		1級	52	20.1		
	計	19	100.0	計	258	100.0	2	
	令和4年11月1日現在	7級	3	15.0	7級	2	0.8	
		6級	3	15.0	6級	6	2.4	
5級		3	15.0	5級	21	8.3	1	
4級		6	30.0	4級	93	36.9	1	
3級		4	20.0	3級	33	13.1		
2級		1	5.0	2級	44	17.5		
1級		(1)		1級	53	21.0		
計		20	100.0	計	252	100.0	2	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		
補正前	(1.15)	(1.15)	(2.3)	有	
	2.2	2.2	4.4		
国の制度	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		

()書きは、再任用職員

提 案 理 由

議案第 17 号 令和 5 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第 3 号) について

令和 5 年度一般会計補正予算 (第 3 号) については、歳入歳出それぞれ 76 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 71 億 6,271 万円とするものです。

歳入では、県支出金の県補助金で、新型コロナウイルス感染症患者搬送消防機関防護具整備事業費補助金 56 万 3 千円及び茨城県立消防学校派遣教官研修事業費補助金 20 万 1 千円を増額するものです。

歳出では、救急搬送業務の増加に伴う時間外勤務手当の増額及び人事院勧告に基づく給与改定による増額で人件費において 3,272 万 3 千円の増額。また、消防新規採用職員などの貸与被服を事前に準備する必要があることから貸与被服類購入として 461 万 8 千円の増額をするものです。

また、令和 6 年度当初より契約履行が必要なリース、業務委託等について、債務負担行為を追加するものです。